

( 陳受23第12号 )

子どもの放射性物質汚染への対策に関する陳情

受理年月日 平成23年6月6日

陳情者

陳情の要旨

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染は、すでに広範囲にわたり、首都圏でも放射能の汚染が認められています。5月15日付の朝日新聞朝刊は、都内の一部地域で土壌の放射性セシウム濃度が茨城県よりも高いという調査結果を公表しました（江東区亀戸3201、千代田区二重橋横1904、千代田区皇居東御苑天守閣跡1311、中央区築地1147（単位はベクレル/キログラム））。また、文部科学省のW S P E E D Iのデータ公開により、武蔵野市内における汚染が、実際どのような状態にあるのか、調査・公表をする必要があると考えます。

特に、放射性物質の影響は、細胞分裂の活発な成長段階にある子どもに大きくあらわれるため、数年後の子どもへの健康被害が大変心配されます。放射性物質の健康への影響に閾値はなく、国際放射線防護委員会（ICRP）の基準である年間1ミリシーベルトを目指した、子どもへの被曝低減化が必要です。

以上の理由から、放射性物質について、以下のことを要望します。

記

- 1 放射性物質の種類及び量について武蔵野市内の学校・幼稚園・保育園・道路・公園・児童施設などで定期的に地表1メートル程度の地点で測定し公表すること。また、その土壌についても調査を行い公表すること。
- 2 ガイガーカウンターを武蔵野市内の学校・幼稚園・保育園に配備すること。
- 3 武蔵野市内の保育園・学校給食における使用食材について、武蔵野市独自に放射性物質の種類及び量を調査し、公開すること。
- 4 福島原子力発電所からの風について、風向きや風速などの気象情報を調査し、武蔵野市への影響を公表すること。
- 5 その他、市民が必要とする情報について市民からの要望があったときには、武蔵野市として誠実に検討し市民の健康への影響をできる限り減らすこと。
- 6 上記調査に伴い、基準値を上回ることが判明した場合には、市民の健康への影響のないよう、適切な措置を講じること。